

租税法務学会令和5年度（第20回）研究総会報告

専修大学法学部教授 谷口智紀

はじめに

令和5年10月21日（土）に、租税法務学会令和5年度（第20回）研究総会が、専修大学神田校舎10号館3階10031教室にて開催された。

平成2年10月に故松沢智先生により創設された裁決事例研究会としての桜税会は、平成15年10月18日に発展的に改組して租税法務学会としてスタートし、現在に至っている。租税法務学会の目的は、「租税正義」を旗標として、①「松沢税法学」を昇華・発展させていくこと、②税法学界のさらなる発展に寄与していくことにあるとされる。租税法学者、弁護士、税理士、財務事務官等の会員によって構成される租税法務学会では、現在、毎月の例会と年1回の研究総会が開催されている。

租税法務学会は毎年10月に研究総会を開催してきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年度は不開催、令和3年度の第18回研究総会と令和4年度の第19回研究総会はオンライン（Zoom）開催となっていた。今年度の第20回研究総会は、令和元年度の第17回研究総会の開催後、4年ぶりの対面開催であり、また20回という節目でもあった。

この間、事務局体制の変更や事務局員の異動があり、当初、久しぶりの対面開催を無事に乗り切ることができるかには不安があったが、研究総会は大きなトラブルもなく、盛会のうちに終了することができた。法学研究科の博士後期課程の院生の増田由佳子会員を中心に院生諸君に協力していただいて、事前準備と当日の運営では大きな役割を担ってもらった。増田会員をはじめ院生諸君には深く感謝の意を示したい。



会場

以下では、研究総会の内容に加えて、今後の研究総会の開催のための備忘録として、当日の運営体制などもあわせて記述したい。

I 当日の運営体制

第20回研究総会の会場責任者は増田英敏理事長，進行責任者は谷口智紀会員，茂垣志乙里会員，横井里保会員，増田由佳子会員であった。

当日は10時30分の受付開始に先立って、会場責任者と進行責任者、会計担当の加瀬陽一会員，大学院生は9時30分に集合した。事務局だけで研究総会を運営することは困難であることから、専修大学大学院法学研究科の税法研究室に所属する多くの大学院生にも当日の運営を手伝ってもらった。当日の役割分担は以下のとおりであった。

- ①会場・マイク：会場設営，質疑応答時質問者へマイク運び（加瀬陽一会員，大学院生4人）
- ②受付：会場での受付，書籍等の会計（茂垣志乙里会員，大学院生4人）
- ③案内：看板設置，案内告知掲示，各会場への誘導（大学院生2人）
- ④理事昼食会場管理：お弁当・飲料の受渡，配膳（大学院生2人）
- ⑤統括：連絡，調整等（増田由佳子会員）

なお、基本的には各自の担当業務を遂行してもらうが、当日は不測の事態もありうるため、各自柔軟な対応をお願いした。

以下は当日の運営スケジュールである。

時間	スケジュール
9:30	黒門ホール集合、準備開始
10:30	受付開始（誘導係は10:20～11:15まで1階で誘導）
11:00	総会開会（11:30ころにお弁当屋さん配達があるので係は1階で待機し、昼食会場まで案内）
12:00	昼休み【理事会昼食会】（誘導係は12:30～13:20まで誘導）
13:00	研究総会開会（会場設営係は開会までに黒板に掲示物を貼る、14:00にお弁当回収があるのでそれまでに交代で昼食をとる）
16:00	パネルディスカッション開始（会場設営係は開始までに、机の配置等を変更）
17:20	閉会
18:30	完全撤退

* 進行表（増田由佳子会員作成）から抜粋

Ⅱ 総 会 (11時00分～11時50分)

研究総会に先立って、年1回の総会が開催された。

まずは、加瀬昇一副理事長より、開会の挨拶があった。

その後、司会・議長には川井和子会員が選出され、議長の進行により、以下の議事が進められた。

①会計報告(加瀬陽一会員)

監査報告(増田明美会員、野々山育成会員)

②新規入会者・みなし退会者(会費未払い3年以上等)

③令和5年度役員について

以上の議題について、原案のとおり承認された。

総会では例年、松沢智賞の授賞式が行われている。松沢賞(旧桜税会賞)は、租税法務学会例会において研究発表し、『税務弘報』誌に掲載された事績につき、特に優秀なものと認められるものを常任理事会において推挙、総会にて承認、表彰される学会賞である。原則として、松沢賞は、一年間の事績につき一点授与される。

研究委員長を務める谷口智紀会員より、松沢賞の位置づけと選考方法について説明があった後、増田英敏理事長を中心に選考対象期間の裁決事例研究について選考が行われたが、残念ながら、今年度の受賞者は該当者なしとなったと報告があった。

最後に、内藤和夫会員より、閉会の挨拶があった。

昼休み(12時00分～13時00分)に、常任理事には10号館4階10042教室に集合してもらい、理事昼食会を開催した。

Ⅲ 研究総会 (13時00分～17時30分)

第20回研究総会の統一テーマは、「デジタル化時代の税理士の職務と責任」であった。

故松沢智先生の代表的著作の一つである『税理士の職務と責任』(中央経済社刊)が刊行されたには昭和60年である。研究総会では、同書を出発点として、ポストコロナと呼ばれ、また新たなステージのデジタル化が進む現代における税理士の使命とは何か、また、デジタル時代における各税法や他法律との間の諸問題について議

論することになった。基調講演と3名の個別報告、パネルディスカッションという3部構成であった。

なお、第20回研究総会は、東京税理士会と東京地方税理士会、関東信越税理士会、千葉県税理士会の認定研修として認定を受けた。

研究総会の司会は、高橋勇会員が務めた。

まずは、加瀬昇一副理事長より、開会の挨拶があった。

以下では、基調講演者と各個別報告者のレジュメを参考に、報告骨子と概要をまとめる。

1. 基調講演報告（13時10分～14時00分）

「ポストコロナ・デジタル化時代の税理士の使命」

増田英敏理事長（専修大学法学部教授・弁護士）

基調講演の骨子

I 総論—租税正義の実現と税理士の使命

1 租税法の根底にあるもの

「法の究極の目的は正義の実現にある」

「租税法の目的は租税正義の実現にある」の意味を問う

2 租税正義と租税公平主義

3 租税正義と租税法律主義

4 租税公平主義と租税法律主義の相克と租税正義

5 申告納税制度と税理士の職務

6 税理士の職務とリーガルマインド

II 各論—デジタル化時代に税理士の使命は変容するか？

はじめに

1 プロフェッションとしての税理士

2 プロフェッションであるためには特殊な技能を習得するための訓練が不可欠

3 税理士法の税理士の使命と職務

4 税理士業務の理論と実際の解明—法律家としての税理士の意味

5 むすび—税理士の現状と課題

補論—AIと税理士業務・企業法務

基調講演の概要

専門家が活躍し繁栄する要諦は、専門性（特殊な技能）をもって社会のニーズに迅速に対応することに尽きる。税理士に対する社会的ニーズは多様であるが、その根幹は会計と法律の専門家としての特殊な技能に集約されるであろう。

日本の税理士が基本的な法律の訓練（トレーニング）を受けていない場合がほとんどであるにもかかわらず、その職務は税法の法律専門家としてリーガルマインドが求められるという、ミスマッチが大きな課題となっている。税理士試験に合格して実務に就くと、法律のトレーニングを受けていないにも拘らず、税理士の職務は税法の適正な解釈・適用だけではなく、民法や会社法の解釈・適用を前提とした法的判断が常に求められるという、ミスマッチが生じている。これが我が国の税理士の課題である。

この課題を克服することが税理士の将来を左右する。そこで、この課題克服のために思い浮かぶ方途としては、税理士試験改革（司法試験を参考に暗記ではなく法的思考を問う方向に改革）と、税理士登録要件として一定期間の判例研究などの（オンライン受講なども含めた）リーガルトレーニングを課すなどが考えられる。



増田英敏理事長

2. 個別報告（14時10分～15時50分） *各報告時間は30分間

①デジタル化時代の課税問題

谷口智紀会員（専修大学法学部教授）

報告の骨子

- I はじめに
- II デジタル化と経済取引の変化

- 1 経済のデジタル化とは
 - 2 デジタル化がもたらした経済取引の変化
- Ⅲ 経済のデジタル化と課税問題の整理
- 1 既存の課税問題の複雑化と、潜在的な課税問題の顕在化
 - 2 新たに出現した課税問題
- Ⅳ デジタル化時代における税理士の役割
- 1 税理士の職務と責任
 - 2 デジタル化時代の課税問題と税理士の役割
- Ⅴ 結論—デジタル化時代の経済取引に対する課税のあり方

報告の概要

経済のデジタル化が進展する中で、現行の法制度は制度疲労を起こしており、その解決が喫緊の課題となっている。デジタル化された経済取引に対する法規制の改廃や新設が議論されているが、租税法領域も例外ではない。

インターネットによる個人間売買の広がりや無形資産の重要性が注目される中で可視化できない取引が増大しており、適切な申告・納税が行われていないという問題が指摘されている。この問題を解決していくには、税理士の存在が不可欠である。申告納税制度の根幹を支えている税理士の本質的な職務内容は、経済のデジタル化において変容することはない。

デジタル化時代における課税問題を整理し、税理士が果たすべき役割とは何かが見えてきた。



谷口智紀会員

税理士がプロフェッションとして社会に承認される前提である専門的技能は、税法の法律専門家としての租税法の解釈・適用能力である。そして、税理士にはその能力を活かして、デジタル課税問題が租税法の解釈、適用のうち、どこに位置づけられるかを適切に判断し、解決していくことが求められる。また、税理士は、租税法の解釈・適用では問題を解決することができない場合には立法措置を要求する立場にもある。

②デジタル化時代の消費税の役務提供の該当性
—東京地裁令和4年4月15日判決を素材に—
野々山育成会員（税理士）

報告の骨子

I アマゾン社へ支払った手数料は課税仕入れに該当せず

- 1 事案の概要
- 2 前提事実
- 3 争点
- 4 当裁判所の判断

II デジタル化による認識の違い

III デジタルとアナログ

IV インターネットによる働き方の変化

V デジタル化による税務手続

VI デジタル時代の税理士事務所の対応

報告の概要

1980年代に帳簿への記帳が手書きからコンピュータへと変革し、記帳のスピードがあがり作業効率が上がったとされている。その後、パソコンが安価となり、各企業においてその導入が始まり、現在ではクラウド会計などが主流となりつつある。

また、電子申告が普及し、ほとんどの税務手続がデジタル化してきた。では、デジタル化により税理士事務所の職員は作業がしやすくなったのであろうか。

確かに、デジタル化により作業効率が上がっている。しかし、デジタル化によってアナログでは考えられない事故が起きてしまう。また、デジタル化による間違いは金額が大きくなり、件数が多数にのぼることがある。これを防止するためには、人間の目で一つ一つの確認作業が必要となり、多くの事務所では、チェック



野々山育成会員

リストを作成し、毎日のようにチェックを行い、その報告と連絡が必要となっている。

税理士法が改正され、税理士事務所の職員がテレワークをすることができるように法整備がなされたが、問題はテレワークによって作業効率が上がったかどうかである。デジタル化による税理士事務所の仕事には、租税法の知識とともに、パソコン操作の知識によっても大きな格差が生じるように考えられる。

③デジタル化時代における税務行政の効率化と納税者の権利保護

山本直毅会員（大阪経済大学経営学部講師）

報告の骨子

- I はじめに
- II 効率的な税務行政と適正手続保障の強化の必要性—OECD 報告書における国際的指針
 - 1 1988年 OECD 租税委員会第 8 専門調査委員会「納税者の権利及び義務—OECD 諸国における法制度の調査」
 - 2 納税者の権利保護が必要な理由—効率的運用と納税者の協力を得るため—
 - 3 2003年に公表された OECD 租税委員会「納税者の権利と義務—実務覚書」（2003年報告書）
 - 4 「優良な税務行政の諸原則—実務覚書」—2003年報告書の前提—（2001年報告書）
- III 我が国の現状—質問検査権を素材に—
 - 1 納税者主権主義と申告納税制度
 - 2 課税処分を目的とする税務調査の法的性格
 - 3 平成23年国税通則法改正と課題
 - 4 平成23年国税通則法改正後の税務調査規定と税務調査終了時の手続規定に関する裁判例の紹介
- IV 米国における税務行政と納税者の権利
 - 1 米国における納税者権利章典

2 税務行政の基本原則と納税者の権利

V おわりに

報告の概要

納税者の権利保障は、公正な租税制度の本質的要素である。税務行政の公正な活動の実現には、法の内容・手続の公正性の追求は当然である。公正な適正手続の追求及び権利保障がされることによってはじめて、租税法律主義の要請に合うものといえる。

平成23年国税通則法改正は、納税環境の整備に寄与するという意味では評価することができるが、税務行政の公正性・透明性を確保するという世界的趨勢への対応、そして、納税者の権利保護を可能にするものであるかという点では、不十分である。また、手順を飛ばした税務行政のDXへの取り組みについては、まずは、行政は、率先して納税者への権利保護へ向けた取り組みをしなければならない。納税者へ高度な協力のみを負担させる活動は、納税者からの理解と信頼の対極にある取り組みである。

人口減少時代を迎えた我が国で、租税の公益性の要請、効率的な税務行政を実現するためには、納税者の協力と税務行政に対する信頼は必要不可欠である。申告水準の向上、課税要件事実の適正な把握などの納税者の協力を得るための前提条件としては、第1に、公正かつ適正な租税制度の構築、特に租税手続法における納税者の権利保護に関する制度的手当、第2に、国家、国民、そして税務職員に対する適正な権利・義務に関する意識を向上させる教育が必要である。

税務行政の活動が公正かつ効率的であることが明らかにされることで、国民の協力と信頼を得ることができる。そのためには、国家と納税者の権利・義務の均衡を保ち、公正かつ効率的な税務行政の活動の実現を目的として、適正手続の保障を加重したり、納税者の権利保障規定又は安全装置を導入するなどの法整備が実施されなければならない。



山本直毅会員

3. パネルディスカッション（16時00分～17時20分）

質疑応答を含めたパネルディスカッションが開催された。

進行・コーディネーターは斎藤吉英会員が務めた。

まずは、斎藤会員より、基調講演者と各個別報告者に対して、追加で話しておきたいことはないかの確認があった。そして、講演・報告順で、質問者が事前に提出した質問用紙に沿って、質疑応答がなされた。その後、会場からの追加質問とそれに対する回答がなされた。

質疑応答を円滑に進めていくために3枚転記の質問用紙を使用し、質問用紙は、講演者・報告者とコーディネーター、質問者の手元においた。

質疑応答では、①デジタル化、とくにAI技術の発展により税理士業務は具体的にどのように変わるのか、②デジタル化が進む中でも申告納税制度は維持されるべきなのか、③デジタル化の進展で税理士業務の簡素化が進んでいるという指摘があるが、実際にはデジタル化された業務に対応できる人材は限られており、人手不足が生じているのではないかと、④租税手続規定の法整備の必要性を理解することができたが、一方で、具体的にはどのような法改正がなされるべきかなどの質問が出された。多数の税理士の会員により構成される租税法務学会らしく、租税法実務も射程においた活発な議論が展開された。



パネルディスカッション風景

全体としては、AI技術が発展していく中でも、契約解釈における「証拠」の重要性が変わることはなく、いかに証拠の信用力を高めていくかという点が重要である、つまり、租税法の解釈・適用能力に裏打ちされた税理士の職務は普遍的なものであるという一定の結論が導出された。

最後に、小野内宣行会員より、研究総会のまとめと、閉会の挨拶があった。

Ⅳ 懇親会

これまでは研究総会後に懇親会が開催されていたが、久しぶりの対面開催となる研究総会ではあったが、公式の懇親会は開催されなかった。なお、有志により開催された懇親会は、研究総会での議論だけではなく、税理士業務の情報交換、近況報告をする場となり、有意義なものであった。

Ⅴ おわりに

以上のとおり、第20回研究総会について概観してきた。当初は、対面開催の研究総会を無事に終わることができるかという心配があったが、実際には、その心配は的中せず、対面開催の研究総会は成功したといえよう。遠方の会員にとってはありがたいオンライン開催にもメリットはあるが、対面開催だからこそ体験することができる、活発な議論により生まれる会場の盛り上がりを感じることができた。

また、研究総会を専修大学神田校舎10号館という最新の設備を備えた教室で開催をすることができたことで、学外者からは非常に高評価を得た。とくに、上層階からの景色の素晴らしさ、オシャレなエントランスは好評であった。

一方で、今後の対面開催における課題も見つかった。第20回研究総会では、参加者は、事前にメール配布した資料を持参してもらうことにしたが、当日、資料を持っていない参加者がいた。事前の周知は十分であったと思うが、このような状況に対応することができるよう、会場のWiFiを準備するかを検討していきたい。また、総会における監査報告で使用する会計報告書には監査の押印があるため、会計報告書のメール配布は好ましいものとはいえない。どのように解決するかを検討しなければならない。

対面開催とオンライン開催を組み合わせたハイブリッド開催は魅力的ではあるが、

事務局の負担が大きく現実的ではないとして、第20回研究総会のハイブリッド開催は見送られた。ハイブリッド開催の是非は今後の課題である。

第20回研究総会が成功したのは、多くの方々の協力のおかげである。事務局の方々、運営の手伝いを快く引き受けてくれた院生諸君に感謝申し上げます。とくに、事前準備を含めて、当日の運営を取り仕切ってくれた増田由佳子会員ら運営に尽力された会員の皆様のおかげで成功裏に開催することができた。改めて感謝申し上げます。また、素晴らしい教室を提供いただいた専修大学の関係各署の方々にもお礼申し上げます。

租税法務学会は、第20回の節目となる研究総会が開催されることを受けて、学会誌『Tax & Law』の発刊に代えて、租税正義の視点から論じられた裁決事例研究を取りまとめた論文集、増田英敏編著『租税正義の実践的展開』（中央経済社刊）を令和6年3月に発刊予定であることを、あわせて報告する。